

令和6年度 三重地方労働審議会家内労働部会議事録

1 開催日時 令和7年1月31日（金） 10時00分～10時50分

2 開催場所 津市島崎町143-6 サン・ワーク津 1階研修室

3 出席委員

公益代表	石井 由美	北村 香織	馬原 潤二
労働者代表	太田 美子	片山 智成	廣瀬 純子
使用者代表	薄井 美弥	大西 宏弥	下田 典史

4 議題

- (1) 三重県内の家内労働の現状と対策について
- (2) 三重県車両電気配線装置製造業家内労働実態調査結果について

5. 開会

(開会宣言・定足数等報告)

(指導官)

只今より令和6年度三重地方労働審議会家内労働部会を開催します。

先ず、委員の出席状況ですが、本日は全員ご出席いただいております。

よって、地方労働審議会令第8条第3項の定足数を満たしておりますので、有効に成立していることをご報告させていただきます。

本日の部会は三重地方労働審議会運営規程第5条の規定により公開対象となりますが、公開の場合の事務処理要領に基づく公示を1月9日に行ったところ、傍聴申込者がなかったことを併せてご報告させていただきます。

また、同規程第6条第1項では審議会の議事について、議事録を作成すること、同条第2項では議事録及び会議の資料は、原則として公開することとされています。

ただし、公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合、部会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開にすることができるとされており、部会長にご確認いただきました後、完成した議事録は当局ホームページに公開させていただくことをご了承ください。

それでは、開会にあたりまして労働基準部長からご挨拶を申し上げます。

6. 労働基準部長あいさつ

(部長)

おはようございます。労働基準部長の宮下と申します。

委員の皆様方におかれましては、日頃より労働行政の運営におきまして、色々ご尽力をいただいておりますこと、この場をお借りいたしまして感謝申し上げます。

また、本日は、家内労働部会ということでございます。この家内労働部会のご審議にご参加いただき、またご審議をいただくことにつきまして御礼を申し上げたいと思います。

さて、家内労働行政のひとつに最低工賃の設定がございます。三重地方労働審議会の下に当部会が設置されておきまして、ご審議をいただいているところでございます。

さて、県下の最低工賃につきましては、平成 30 年に改正されて以降、6 年が経過しておるところでございます。最低工賃改正につきましては、3 年ごとに見直しの検討を行うことということでございます。本日は、昨年 10 月に実施をしております実態調査、この実態調査の結果及び家内労働・最低工賃における全国あるいは三重の状況について事務局よりご説明させていただきたいと思っております。

委員の皆様方におかれましては、ご審議におきまして忌憚のないご意見を賜れば幸甚でございます。以上、はなはだ簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。

7. 委員及び事務局職員の紹介

(指導官)

続きまして、各委員の皆様のご紹介をさせていただきます。資料 1 として名簿をお配りしておりますのでご覧ください。

事務局の方で委員の皆様のお名前を名簿順に読み上げて、紹介させていただきます。

公益代表委員 石井由美委員、北村香織委員、馬原潤二委員

家内労働者代表委員 太田美子委員、片山智成委員、廣瀬純子委員

委託者代表委員 薄井美弥委員、大西宏弥委員、下田典史委員

どうぞよろしく願いいたします。

事務局職員をご紹介させていただきます。労働基準部長は先ほどご挨拶を申

し上げましたので紹介を省略させていただきます。

賃金室長久留原、室長補佐宮田、そして、私、賃金指導官の矢田でございます。よろしくお願いいたします。

8. 三重地方労働審議会家内労働部会の運営について

(室 長)

続きまして、三重地方労働審議会家内労働部会の運営に係る規程等につきまして、私から簡単に説明させていただきます。

お手元に規程関連の資料を配らせていただいております。資料2の「厚生労働省組織令」の抜粋をご覧ください。この2ページに第156条の2第1項で「都道府県労働局に、地方労働審議会を置く」とされ、第2項にその審議会が司る事務が挙げられており、1号に労働局長の諮問に応じて家内労働法の施行に関する重要事項の調査審議について、2号には「その調査審議結果に基づき、労働局長に意見を述べる」こととなっております。

次に資料3の「地方労働審議会令」をご覧ください。地方労働審議会の名称、組織、委員等の任命、委員の任期等に関する規定でございます。第6条第4項及び第6項は、部会長の選任、部会長代理の指名について規定されています。

三重地方労働審議会におきましては、資料4の「三重地方労働審議会運営規程」を定めており、第9条に「労働災害防止部会と家内労働部会を置く」ということが規定されています。

資料5は三重地方労働審議会家内労働部会運営規定準則です。家内労働部会の議事運営等について規定されています。

資料6は家内労働法（抄）となっております。家内労働に関する審議のうち、最低工賃の決定は家内労働法第21条により、専門部会で行うこととされています。

続きまして、部会長選出及び部会長代理指名の件でございます。部会長の選出につきましては、地方労働審議会令第6条第4項において、「公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。」と規定され、部会長代理につきましては、同条第6項により「当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者」とされています。

まず、部会長の選出についてですが、如何いたしましょうか。従来から公益委員一任が慣例となっておりますが、それでご異議ございませんでしょうか。

— 「異議なし」の声 —

(室 長)

それでは、公益委員の皆様であらかじめご協議していただいた結果をご報告
いただいております。家内労働部会長は馬原潤二委員、部会長代理は北村香織
委員とのご報告を受けております。拍手をもってご承認をお願いしたいと思
います。

— 拍手承認 —

(室 長)

当部会の部会長には馬原委員、部会長代理には北村委員が選出されました。
それでは、部会長、部会長代理のお席に名札を置かせていただきます。

— 事務局名札を設置 —

(指導官)

それではここで、馬原部会長、北村部会長代理からご挨拶をいただきます。よ
ろしくお願いいたします。

(部会長)

馬原でございます。

家内労働の状況や、最低工賃の実態については、厳しい情勢ではございます
けれども、各委員の皆様のご協力をいただき、この部会の円滑な運営を図って
まいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(指導官)

ありがとうございます。それでは北村部会長代理よろしくお願いいたします。

(部会長代理)

部会長代理を務めさせていただくこととなりました北村でございます。

馬原部会長を補佐し、この部会が円滑に運営されますよう最大限努力させて
いただきます。皆様方のご支援ご協力をよろしくお願いいたします。

(指導官)

ありがとうございます。

それでは、これにより議事に入りますが、議事進行につきましては三重地方
労働審議会運営規程第4条により部会長に行っていただくことになっておりま
すので、馬原部会長よろしくお願いいたします。

9. 議事

(1) 三重県内の家内労働の現状と対策について

(部会長)

それでは、審議を始めたいと思います。

議事（１）「三重県内の家内労働の現状について」でございます。事務局から説明をお願いします。

（室 長）

それでは説明させていただきます。

冒頭、資料の差し替えについて申し上げます。資料 13 につきまして、机の上に置かせていただいたものに差し替えをお願いいたします。

それでは、三重県内の家内労働の状況説明の前に、全国の状況について、資料 7 の厚生労働省作成「家内労働のしおり令和 6 年版」を使って概要を説明させていただきます。

家内労働のしおりの 22 ページをご覧ください。

全国で 93 件の業種別最低工賃が決められています。織物や縫製といった繊維関係が 54 件、ワイヤーハーネス組立や電化製品等の部品組立てといった電気関連で 25 件定められています。

続いて家内労働の現状ですが、32 ページをご覧くださいませでしょうか。こちらのほうに全国の家内労働の現状を示させていただいております。

第 1 表をご覧ください。家内労働従事者の令和 5 年度の総数は、98,035 人で減少の一途となっております。家内労働者の性別は、女性が 8 割以上を占め、家内労働業務の業種は、雑貨の製造加工・繊維工業・電気機械器具製造が多くなっています。

34 ページに第 3 表として、都道府県別の家内労働者数や委託者数のデータをお示しさせていただいております。家内労働者・委託者共に最も多いのは東京都となっております。東海地方は家内労働者、いわゆる内職者が多く、愛知県が全国で 2 番目、静岡県が 4 番目、三重県は 12 番目となっております。

委託者は、全国で 6,869 となっており、平成 17 年度の約半分にまで減少しているようなところです。

続いて、三重県内の状況について、資料 8 の「令和 6 年度三重県内の家内労働」を使い説明させていただきます。

こちらは、家内労働概況調査、委託状況届及び通信調査等により、令和 6 年 10 月現在の状況について取りまとめたものとなっております。

3 ページをご覧ください。家内労働者数は、令和 6 年で 2,556 人となっております。平成 13 年頃は 1 万人を超えていましたが、現在は当時の 4 分の 1 にまで減少しているような状況です。

家内労働者の従事業種ですが、三重の特徴として、「電気機械器具製造業」が 522 人と最も多くなっております。

4 ページをご覧ください。委託者は県内に 120 ございます。業種別では、第 3 表のとおり「電気機械器具製造業」が最も多くなっております。

資料 8 の最後から 2 ページ目の参考資料 3 に「三重県における最低工賃一覧

表」を掲載しております。

三重県では、車両電気配線装置製造業最低工賃の1件が設定されており、平成30年11月18日から現在の金額となっているところでございます。また、最後のページの参考資料4には当該工賃の改正変遷を掲載しております。当該工賃は昭和46年に設定され、過去16回改定が行われ現在に至っております。

以上、三重県内の家内労働の現状について説明をさせていただきました。

(部会長)

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明に関して質問等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

では議事を進めさせていただきます。

(2) 三重県車両電気配線装置製造業家内労働実態調査結果について

(部会長)

次の議題(2)「三重県車両電気配線装置製造業家内労働実態調査結果について」でございます。事務局から説明をお願いします。

(室長)

最低工賃につきましては、厚生労働省雇用環境・均等局長が3年を一つの期間として定める「最低工賃新設・改正計画」に基づき見直しを行っております。

三重県車両電気配線装置製造業最低工賃におきましては、令和6年度が見直しを検討することとなっております。

そこで、三重労働局賃金室は、令和6年10月に、三重県内の車両電気配線装置製造業の委託者及び家内労働者を対象に家内労働実態調査を実施いたしました。

それでは、三重県車両電気配線装置製造業家内労働実態調査の結果概要を報告させていただくとともに、今般、三重県車両電気配線装置製造業最低工賃の改正諮問を見送ると判断させていただいた理由について、資料9の「三重県車両電気配線装置製造業最低工賃の改正諮問見送りについて」の記2に記載の順に説明させていただきます。

1点目、資料6の家内労働法第11条第2項に「家内労働者又は委託者の全部又は一部を代表する者は、(中略)適用される最低工賃の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。」と規定がございます。この規定を凶にしたものが、資料10です。今年度、家内労働者及び委託者から三重労働局長に対し、当該最低工賃の改定に係る申し出はなされておられません。

2点目、発注者が人件費抑制等の理由から海外へ生産拠点を移転しており、業務量が横ばい若しくは減少傾向にございます。発注者とは、委託者に仕事を発注する最上位の事業者を指します。発注者としての具体的な状況説明を、後ほど委託者代表委員の下田委員をお願いいたします。

資料 11 の内職の量の変化（家内労働者回答）をご覧くださいませでしょうか。家内労働実態調査はおよそ 3 年おきに行っております。家内労働者に前回調査時期と比べて内職の量の変化を尋ねたところ、コロナ前の平成 29 年と比較し、コロナ禍であった令和 3 年は「減少した」が 27%、コロナ後の令和 6 年は「減少した」が 28% 回答しており、コロナ後に内職の量が回復したとは言えない状況となっています。

3 点目、受注単価の据え置き又は引き下げに伴い、委託者が事業縮小、廃業及び委託業務の他業種への転換を進めていることが明らかになりました。

資料 12 の表 1 をご覧ください。平成 18 年に委託者は 48 事業者ありましたが、令和 6 年には 10 事業者に減少しています。

また、今回調査対象とした委託者 16 事業者のうち、2 事業者が委託を廃止し、4 事業者が委託業務を他業種、車両電気配線装置以外に業種転換していました。

4 点目、資料 12 の表 23 をご覧ください。適用家内労働者数が、平成 25 年には平成 18 年と比較して 8 割減少し、以降横ばい状態であり、今回の令和 6 年では 330 名でした。同じく資料 12 の表 25 をご覧ください。家内労働者の年齢構成は、61 歳以上が全体の 50.0% を占め、高齢化が進んでいます。

5 点目、資料 13 をご覧ください。先程資料の差し替えをお願いしましたが、差し替えによる変更点は、岡山県当該最低工賃についてです。こちらが、今年 3 月 3 日に改正発効することが 1 月 28 日付け官報公示されましたので、新たに改正される金額を資料 13 の表に差替えております。

三重県車両電気配線装置製造業最低工賃の金額は、同様の自動車用ワイヤーハーネス組立業務で最低工賃を設定する 14 県の中で、全国 1 位、ちなみに、地域別最低賃金は全国 10 位となっています。

また、資料 14 をご覧ください。東海ブロックで当該最低工賃を設定する愛知県や静岡県との比較でございます。愛知県が令和 6 年 8 月改正において一部の規格が当県の金額を上回ったものの、そのほかの規格は当県の金額に並ぶ若しくは下回っており、また、静岡県はいずれの規格も下回る状況です。

6 点目、委託者からの回答で、委託方法の実態が、最低工賃で設定する工程ごとではなく、最低工賃未設定工程を含む複数の工程を一括して行っている場合があることが分かっています。

このため、仮に最低工賃を改定しても、委託者が家内労働者に工賃を支払う際に、最低工賃を設定していない作業の工賃額を調整することが可能であるため、家内労働者の受取金額に改正額が必ずしも反映されず、最低工賃を改正した効果が不透明になる状況でございます。

7 点目、資料 6 の家内労働法第 13 条第 1 項に「最低工賃は、最低賃金との均衡を考慮して定める」と規定がございますが、今回の調査の結果、家内労働者の目的は「家計の補助のため」及び「その他（貯蓄、余暇利用、健康維持など）」

が9割以上(91.7%)であり、主生計を得るためではない方が大半を占めています。以上説明させていただきました。

(部会長)

では、委託者代表の下田委員、車両電気配線装置製造業の現状についてお話をいただけますでしょうか。

(下田委員)

全体的話はしかねるのですが、弊社の状況をご報告したいと思います。

2009年くらいですから、今から15年くらい前ですかね、その頃から私共の顧客、国内大手カーメーカーからの国内受注分は、弊社の場合、9割以上を海外で生産しているのが実態です。15年以上前から9割以上を海外で作っています。国内生産の残り10%も内製化しております、家内労働への委託というのは、今は行っていないというのが現状であります。

30数年前は相当数、家内労働の方に弊社の協力会社から、もしくは弊社の子会社、その協力会社から相当数を委託をしていたのですが、それが90年代くらいからだんだん海外に移管するようになってきて、現状を申し上げますと、国内受注の約95%を海外で作って、残りの5%を内製をしているというような実態であります。

どうして家内労働に委託していない状況になってきたのかといいますと、一つは先程室長のほうからお話がありましたけれども、顧客の価格に対する要望が強くございまして、それを確保するためには、なかなか少量のロットでの生産は難しいということでもあります。

あと、この30年で大きく変わっているのが、車に使うワイヤーハーネスの電線自体が極細といいますか、以前と比べるとものすごく細くなっているんですね。

カプラー差しと呼ばれている、端子が付いた電線をカプラーに差し込むという工程があるのですが、非常に電線が細くなり、端子も小さくなりまして、人の目では見えにくいということもあるのですが、ちょっと力の入れ具合で不良になってしまうんですね。品質確保の面でもなかなか手作業がしにくいというのも実態であります。

そういう価格の面であるとか、工程上の品質の面、また家内労働となると一時保管をしていただくことになりますので、そういう面でも品質面を確保するというのを考えますと、なかなか家内労働に委託できないということが進んできました。

弊社では、1990年にフィリピン、インドネシアに進出したのが最初であります。それ以前は、海外のお客様に納めるものを海外で作っていたんですけど、国内分を海外で作ったのは1990年くらいですので、もう30数年前からそれが始まっています。海外での生産が、国内生産を上回ったのが、2004年、2005年くらいですので、もう20年前には、海外の生産が多くなってきたということで

ありまして、2007年には8割を超えて、2009年には9割になりました。

海外生産拠点がどれぐらいあるかということなのですが、全部となりますと、32の国で生産していきまして、106社のグループ会社がございます。その中でも特に生産量が多いのは、今はアセアンで、特にベトナム、フィリピンが多くて、モロッコ、エジプト、メキシコ、この辺が生産量の多い国になります。

では、これからワイヤーハーネスはどうなっていくかということなんですけど、自動車の電動化、カーボンニュートラル、色々課題があるわけですが、今、電動化でいきますと、低圧の電線に加えて、高圧の電線を使うことが多くなってきていきまして、こうなりますと、やっぱり物も大きくて、やっぱり内製していかなきゃならないということになるかと思えます。

電動化、また、高速通信、それと自動運転っていうのが進歩していきまして、ますます車の電源とか通信を担うハーネスっていうのは、量的には増えていく、1車種に当たる量っていうのは増えていくと思うのですが、単なる電線ではなくて、いろんな電子部品を構成部品としたものが沢山付きます。すると、非常にその全体のイメージでいきますと、長くて重くてというものになってくると思えます。

要するに電線一本一本はものすごく細くなっているんですけども、量が多くなるので、製品の重量は本当に重くなっています。一人の人間が持つには相当重いと思われまいます。形もぐにゃぐにゃしています。そういう実態ですね。

ですから、車にとって、ワイヤーハーネスの役割が益々増えていくというか、そういうことにはなると思うのですが、作りの観点からいきますと、非常に難しいという表現がいいのか、細かくて、なかなかこう単純に製品が作れなくなっているというのが、今のワイヤーハーネスの置かれている状況かと思えます。雑駁で弊社の話中心ですけども、現状こういうことでございます。以上です。

(部会長)

ありがとうございました。それでは、事務局の説明に戻りたいと思えます。事務局お願いいたします。

(室長)

下田委員、ご説明をありがとうございました。

三重県車両電気配線装置製造業の家内労働の現状について、実態調査結果7点を説明させていただきました。

事務局といたしましては、今回の調査結果を踏まえまして、三重県車両電気配線装置製造業最低工賃を改正する状況には無いということで判断し改正諮問を見送るとするところでございます。

また、今後も三重県内の車両電気配線装置製造業家内労働の実態につきましては、把握することに努めて参りたいと考えております。

こちらの調査は、今後2年おきの実施を予定しております。従いまして、次

回は令和8年度に実施予定となっております。また、実態調査を実施した際は、その結果を当部会でご報告させていただきたいと考えております。

以上を踏まえまして、先生方のご意見をお聞かせいただければと思います。よろしく願いいたします。

(部会長)

只今、事務局からご説明がございました。

今の最低工賃が、前回改正から6年ほど経過しているおるわけでございますが、結論といたしましては、工賃の改正諮問を見送るということでございました。このことについて、皆様からご意見をお伺いしたいと思っております。

まず、家内労働者代表委員の廣瀬委員、いかがでしょうか。

(廣瀬委員)

労働者代表を務めさせていただいております廣瀬と申します。よろしく願いいたします。

今、様々な労働局からの現状であったり、下田委員から産業の状況等をお聞かせいただいて、今回諮問をされないということで、非常に残念に思っております。資料12で家内労働者数の推移を見ていただきますと、令和6年度は330人となっております。改正されました平成30年、一番近い平成29年と比べると、労働者数はだんだん増えているというのが見ていただけます。また下田委員からも作業の高度化というのがご説明いただきましたけれども、それに伴ってやはり作業の職人化、困難化。昔より、より難しく高度になってきて、そういうことに従事されている方々は、ある意味職人さんというか匠の方だと思うんですね。そういった方々の工賃が今回見直されないというのは、今、価格転嫁も求めている状況からいって、非常に労働界としては残念だと思っております。以上です。

(部会長)

ありがとうございました。それでは、委託者代表委員の下田委員、いかがでしょうか。

(下田委員)

差替えの資料をいただいた13を拝見してございまして、私共の同業の会社と、私共のグループ会社がどこの県にあるのか見ていたのですけれども、岩手とか茨城、静岡はまさに同業の工場があるところですよ。島根もそうですし熊本、大分といった私共が身近にお世話になってきた県の実態も見まして、三重県はそれなりにとにかく、今までの検討で改正をされてきているのかなということ、認めます。

今、廣瀬さんのほうから残念だというお話ありましたが、比較するとそれなりの位置にあると思って拝見してございまして。

(部会長)

ありがとうございました。

他に、ご意見ご質問等ございましたらお願いしたいのですが。
他の家内労働者代表委員の方々、いかがでしょうか。何かございましたら。

(太田委員)

家内労働側委員の太田と申します。

色々実態であるとか、実際製造をされている現状も下田委員からお伝えいた
だいて、そうなんだなど。

生計を支えている補助であるとか貯蓄、余暇、健康増進とは言いながら、物
価が上がってきておりまして、少しでも上げていただければと思います。東海ブ
ロックを見たときに、過去からの経緯があるのでしょうかけれども、三重は高い部
分があるというのはどういう理由なのかなと少し教えていただけたらと思います。

(部会長)

いかがですか。

(室 長)

おそらくなんですが、先程下田委員がおっしゃられたように、発注者の方が
出されている金額の関係が背景にあるのかなと考えています。

あとは、三重は平成 27 年と 30 年に改正を重ねているのですが、他のところ
は動かなかったという点も飛び出しているところの一因かなと考えています。

(太田委員)

ありがとうございました。

(部会長)

よろしいですか。はい。

他いかがでしょうか。

家内労働者側委員以外、委託者代表委員の方、公益代表委員の方ご意見ござ
いましたらご発言いただければと思います。いかがでしょうか。

よろしいですか。

(下田委員)

13 の資料、キャップ通しの静岡と三重の金額を見て全然違うんだと思ってい
るところです。静岡は、弊社同様世界シェアトップクラスの同業の拠点ですが、
相当単価を抑えて委託をしているんだと。

(部会長)

いかがでしょうか。ご意見等ございましたら。

はい、北村委員どうぞ。

(北村委員)

ひとつの意見ということですがけれども、廣瀬委員の方から作業の高度化が進
み、なおかつ労働者数が実際増加していることを考えると、そしてまた実際の生
活としては厳しくなっている中で、やはり賃金自体は、上げていくことを目
指したいと思うんですけれども、実態の調査からするとやはり現段階では難しい

と思うんです。2年ごとに実態調査をされるということなので、家内労働者の数が増えているというとは大きいと思いますので、2年ごとの実態調査で、しっかり実態を把握したうえで今後検討をしていく必要があるのかなと感じました。以上です。

(部会長)

はい、ありがとうございます。

他ご意見ございますでしょうか。

(下田委員)

先程のご意見を受けてですね、内職の量の変化のアンケートがあると思うのですが、次回アンケートを取っていただくときに、作業内容の変化についてお聞きいただくと良いかなと思ったんです。

廣瀬委員から高度化というお話があったのですが、多分全体としては高度化、難しくなっているんですけど、内職の方に委託する部分については、簡単な作業になっているのではと思うんです。

ハーネス全体は、難作業が多くなっていくので、切り分けてできる仕事と言いますか、簡単な部分を渡しているんじゃないかなと思いますので、実態として作業内容が以前と比べて変化していつているのかどうかという点も調査いただくと良いのかなと。私もなかなか同業で聞きづらいところもあるのですが、今後、情報交換できる範囲で色々聞いていきたいと思います。以上です。

(部会長)

ありがとうございます。

いかがでしょうか、他にございますか。

ございませんでしたら、私の見解を述べさせていただきたいのですが。

今回の実態調査の結果をご報告いただきました。業務量が減少傾向であることや他県の同様業務の最低工賃額の状況を踏まえると、今回、最低工賃の改正を行う積極的な必要性が低い状況ではないかと考えます。

そこで、今回は最低工賃の引上げは見送りまして据え置きとさせていただきますけれども、廣瀬委員からのご意見にございました実態や下田委員からもお話ありました業務内容を今後精査をして、実態調査は令和8年にございますので、その点を今後注視するというにいたしまして、今回は据え置きということで、当部会としての結論とさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。ご異議ございませんでしょうか。

よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは当部会としては、このような結論としたいと存じます。

事務局から何かございますか。

(指導官)

どうもありがとうございました。

それでは、労働基準部長から御礼のご挨拶をさせていただきたいと思えます。

(部長)

家内労働部会の閉会にあたりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中、今回の諮問、事務局としては見送りということでご審議いただきました。その結果、今回については見送るということ、一応一致をみたということでございます。

色々手前どもで調査をいたしまして、更に下田委員からも実態についてご説明をいただきました。その中でのご審議ということで、なかなか状況が見えにくい中、あるいは、実態もある程度数字で把握をしたところではございますが、なかなか見えにくいところもございます。加えて、下田委員から次回の実態調査に当たっては作業に関する項目について内容を見直していただきたいというご指摘もございました。

こういったご指摘を踏まえまして、次回の実態調査に盛り込んでいきたいと考えております。また、もし、今後の調査審議に当たってこういうところの資料を提供いただけないかというご意見があれば、事務局の方にご指摘いただければ、それを踏まえて、より充実した資料を基にして審議をお願いしたいと思っております。

本日は、そういう意味においてお忙しい中、こういったことにご意見をいただいたことは、事務局としては非常に有難く感じております。ご審議ありがとうございました。

今回の部会での議事概要につきましては、3月7日に予定されております令和6年度第2回三重地方労働審議会におきまして、部会長からご報告いただくこととなりますので、その点、ご了承いただきたいと思います。

私ども労働局といたしましては、本日いただきましたご意見等を踏まえ、次年度の家内労働行政を進めていく所存でございます。

各委員の皆様方におかれましては、引き続き、家内労働行政への御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます、挨拶に代えさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

(部会長)

それでは、以上をもちまして本日の会議は終了ということにしたいと思えます。どうもありがとうございました。

(皆)

ありがとうございました。

以 上